

付帯割引契約

低圧用（選択約款）

2019年10月1日実施

A0024

静岡ガス&パワー株式会社

付帯割引契約 低圧用（選択約款）

I 目的

1 適用範囲

本付帯割引契約（以下「本契約」という）は、静岡ガス&パワー株式会社（以下「当社」という）の電気供給約款（50Hz地区 低圧用および60Hz地区 低圧用）（以下「電気供給約款」という）に定める需給契約によって電気の供給を受けているお客さまのうち、本契約の締結を希望される場合に適用いたします。

2 申し込み方法

本契約の締結を希望されるお客さまは、当社所定の様式によって申し込んでいただきます。

3 契約の成立

契約成立日は、お客さまから申し込みを受けた日以降であって、当社が所定の手続を終了した後に定めた日といたします。なお、当社はお客さまに契約成立日をお知らせしません。

4 適用開始日および契約期間

(1) 本契約の適用開始日は、契約成立日以降の一般送配電事業者による検針日からといたします。ただし、付帯割引契約が電気供給約款に基づく主契約と同日に成立した場合は、主契約が成立した日を適用開始日といたします。

(2) 本契約の契約期間は原則として、適用開始日以降の電気供給約款に基づく主契約の契約期間と同一といたします。ただし、本契約のすべてあるいは一部の付帯割引メニューを中止する場合、あるいは、5（契約の廃止及び解約）によって、お客さまによる契約の廃止または当社による解約を行った場合はこの限りではありません。

5 契約の廃止及び解約

- (1) お客さまが本契約の廃止を希望される場合は、当社に申し出ていただきます。
- (2) 当社は、以下に定める状況となったときに、本契約を解約いたします。

イ 電気供給約款に定める需給契約が終了したとき。

ロ お客さまが本契約の適用条件を満たすことができなくなったとき。

ハ 8 (セットでずーっと割) (1) ハの場合で、一定期間経過後、ガスの需給契約締結に至らなかったとき。

なお、ロおよびハの場合、当社は、契約内容が変更になったことをお知らせします。

6 料金の計算方法

(1) 電気供給約款にて定めた料金のうち、基本料金についてⅡ章で定める割引額に従って割り引きます。

(2) 日割計算等、料金算定にかかる事項は電気供給約款に定める方法によります。

(3) 料金計算における単位ならびに端数の取扱いについては、電気供給約款に定める方法によります。

7 その他定めのない事項

その他本契約に定めのない事項については、電気供給約款に定める方法によります。

Ⅱ付帯割引メニュー

8 セットでずーっと割

(1) 適用条件

お客さまがこの割引の適用を受けるためには、以下イに加えて、ロもしくはハで定めている条件を満たしている必要があります。

イ 契約種別 (料金プラン) が、電気供給約款に定める以下の契約種別であること。

- ・おうちプラン1
- ・おうちプラン2

ロ 電気を使用する地点で、静岡ガス株式会社、静岡ガス株式会社の各関係会社もしくは当社が指定した事業者との間で、ガス需給契約を締結していること。

ハ 電気を使用する地点で、静岡ガス株式会社、静岡ガス株式会社の各関係会社もしくは当社が指定した事業者との間で、一定期間以内にガス需給契約を締結する予定であること。

なお、静岡ガス株式会社の各関係会社とは、以下の事業者をいいます。

- ・静岡ガスエネルギー株式会社
- ・中遠ガス株式会社

- ・袋井ガス株式会社
- ・吉田ガス株式会社
- ・御殿場ガス株式会社
- ・下田ガス株式会社
- ・信州ガス株式会社
- ・島田ガス株式会社

(2) 割引額

基本料金に対して、以下の割引額を適用します。

おうちプラン1		
契約アンペア	割引額 (50Hz地区)	割引額 (60Hz地区)
30A	128.70円	85.80円
40A	171.60円	114.40円
50A	250.25円	178.75円
60A	343.20円	257.40円
おうちプラン2		
1kVAあたり	57.20円	42.90円

9 追加割引

(1) 追加割引の種類は以下の通りとします。

- ①創エネ割
- ②ほっと割
- ③安心割
- ④おとも割

なお、①と②との併用はできません。

(2) 適用条件

お客さまが(1)で定める追加割引の適用を受けるためには、以下のイ、ロおよびハで定める条件を満たしている必要があります。

イ 電気供給約款に定める需給契約の契約種別（料金プラン）が、おうちプラン1またはおうちプラン2のいずれかであること。

ロ お客さまがセットでずーっと割を適用していること。

ハ 適用を希望する割引に応じて、以下に定める適用条件に適合すること。

①創エネ割

創エネ割を適用する場合は、以下のいずれかの条件に適合すること。

(イ) 電気を使用する地点で、静岡ガス株式会社との間で家庭用燃料電池契約もしくは家庭用コージェネレーションシステム契約を締結していること。

(ロ) 電気を使用する地点で、静岡ガス株式会社の各関係会社との間で家庭用燃料電池もしくは家庭用コージェネレーションシステムを使用することを適用条件とした、ガスの選択約款等（当社が指定したもの）を締結していること。

(ハ) 電気を使用する地点で、当社が指定した事業者よりガスの供給を受けている場合において、かかる事業者との間で家庭用燃料電池もしくは家庭用コージェネレーションシステムを使用することを適用条件とした、ガスの選択約款等（当社が指定したもの）を締結していること。

②ほっと割

ほっと割を適用する場合は、以下のいずれかの条件に適合すること。

(イ) 電気を使用する地点で、静岡ガス株式会社との間で家庭用暖房契約、家庭用温水暖房契約、ぽかぽかプラン2（シングル契約、ダブル契約、トリプル契約）のいずれかを締結していること。

(ロ) 電気を使用する地点で、原則として、静岡ガス株式会社の各関係会社との間で、暖房機器を使用することを適用条件とした、ガスの選択約款（当社が指定したもの）を締結していること。ただし、かかる選択約款が存在しない各関係会社とガス需給契約を締結しているお客さまであって、お客さまが暖房機器を使用していることを当社が認定した場合には、割引の適用を認めることがあります。なお、暖房機器とは、エネルギー源としてガスを使用し、暖房を行う機能を有する燃焼機器もしくは温水機器によって作った温水を利用して暖房を行うシステムのことをいいます。

(ハ) 電気を使用する地点で、原則として、当社が指定した事業者よりガスの供給を受けている場合において、かかる事業者との間で暖房機器を使用することを適用条件とした、ガスの選択約款（当社が指定したもの）を締結していること。ただし、かかる選択約款が存在しない事業者とガス需給契約を締結しているお客

さまであって、お客さまが暖房機器を使用していることを当社が認定した場合には、割引の適用を認めることがあります。なお、暖房機器とは (ロ) の定めによるものとします。

③安心割

安心割を適用する場合は、以下のいずれかの条件に適合すること。

(イ) 電気を使用する地点で、静岡ガスリビング株式会社との間で、ガス漏れ検知機能付き警報器のリース契約、消火器リース契約、火災警報器リース契約のうち、2種類以上のリース契約を締結していること。

(ロ) 電気を使用する地点で、静岡ガス株式会社の各関係会社もしくは当社が指定した事業者との間で、ガス漏れ検知機能付き警報器のリース契約、消火器リース契約、火災警報器リース契約のうち、2種類以上のリース契約を締結していること。

④おとも割

おとも割を適用する場合は、以下の条件に適合すること。

電気を使用する地点で、静岡ガスクレジット株式会社との間で、家電製品の「おうえんリース」を締結していること。

(3) 割引額

追加割引では、基本料金に対して以下の割引額を割り引きます。なお、追加割引を適用する場合は、セットでずーっと割と追加割引の合計の割引額を、基本料金から割り引きます。また、業務用・産業用付帯割引契約に定める、商売繁盛割との併用はできません。

①創エネ割

おうちプラン1		
契約アンペア	割引額 (50Hz地区)	割引額 (60Hz地区)
30A	42.90円	42.90円
40A	57.20円	57.20円
50A	71.50円	71.50円
60A	85.80円	85.80円
おうちプラン2		
1kVAあたり	14.30円	14.30円

②ほっと割

おうちプラン1		
契約アンペア	割引額 (50Hz地区)	割引額 (60Hz地区)
30A	42.90円	42.90円
40A	57.20円	57.20円
50A	71.50円	71.50円
60A	85.80円	85.80円
おうちプラン2		
1kVAあたり	14.30円	14.30円

③安心割

おうちプラン1		
契約アンペア	割引額 (50Hz地区)	割引額 (60Hz地区)
30A	42.90円	42.90円
40A	57.20円	57.20円
50A	71.50円	71.50円
60A	85.80円	85.80円
おうちプラン2		
1kVAあたり	14.30円	14.30円

④おとも割

おうちプラン1		
契約アンペア	割引額 (50Hz地区)	割引額 (60Hz地区)
30A	42.90円	42.90円
40A	57.20円	57.20円
50A	71.50円	71.50円
60A	85.80円	85.80円
おうちプラン2		
1kVAあたり	14.30円	14.30円

附 則

1 適用日

本付帯割引契約の改定は、2019年10月1日以降に到来する検針日において適用するもの
といたします。なお、本附則は、上記の効力発生をもってこれを削除するものといたし
ます。

2 消費税法の改正にともなう経過措置

2019年9月30日以前から需給契約が継続し、2019年10月1日から2019年10月31日まで
の間に当社が支払を受ける権利が確定する料金については、前条の規定にかかわらず、
本付帯割引契約改定前の付帯割引契約により算定いたします。